

第 1 部 環境行政の推進

【1】本市の環境行政の推進

本市では、平成 10 年 3 月に枚方市環境基本条例を制定し、本市の環境について、市民・事業者・行政が連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていくための基本方針を定めています。

平成 13 年 2 月には、同条例に基づき「枚方市環境基本計画」を策定し、平成 23 年 3 月の改定を経て、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

【2】第 3 次枚方市環境基本計画の策定について

第 2 次枚方市環境基本計画の策定以降、地球温暖化対策や生物多様性の重要性など、環境施策を取り巻く状況が大きく変化しています。これらの変化や課題に対応するため、令和 3 年 3 月に、今後実施していくべき環境施策の基本的な方向性を定めた「第 3 次枚方市環境基本計画」を策定しました。

1. 計画期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間としています。なお、本市を取り巻く社会状況等を踏まえ、概ね 5 年後に中間見直しを行うこととしています。

2. めざすべき将来の環境の姿

枚方市環境基本条例の基本理念等を踏まえ、第 3 次環境基本計画のテーマを「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」と設定しています。

3. 施策の体系

わたしたちがめざす将来の環境の姿を実現するため、分野横断的な基本目標と分野別の4つの基本目標を設定し、より詳細な12の環境施策を定めています。また、この環境施策を推進することが、SDGsのゴール達成に近づくことから、その関係性を明確にしています。



計画の施策体系図

計画全体に
関連する
ゴール

体系

環境施策の分野

SDGsとの関係

- 省エネルギー・省 CO₂活動の促進
- 再生可能エネルギーの普及促進
- 気候変動の影響に対する適応策の推進



- 生態系の保全
- 緑の保全と創出
- 自然とのふれあいの場の確保



- 廃棄物の発生抑制
- リサイクルの促進
- 廃棄物の適正処理の推進



- 人と環境に配慮したまちづくりの推進
- 美しいまちなみの確保
- 良好な生活環境の確保



【3】環境保全のための組織

1. 環境行政推進本部

本市における環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市長を本部長とする環境行政推進本部を設置し、環境基本条例の運用に関すること、環境基本計画の推進及び改定に関すること、市役所における環境マネジメントシステムの構築や、エコオフィスの推進に関することなどについて、調査審議し、決定しています。

また、平成25年4月1日に本市独自の環境マネジメントシステムである「枚方市環境マネジメントシステム」(H-E MS)を構築し、本市の環境の保全と創造に関する施策や、事務及び事業における省エネルギー、省資源の取り組みを推進しています。

⇒第4部資料編P59：令和5年度における審議状況

2. 審議会等

(1) 環境審議会

枚方市環境審議会は、本市における環境の保全と創造に関する基本的な事項を調査審議するため、枚方市環境基本条例に基づき、平成10年7月2日に設置しました。

⇒第4部資料編P59：令和5年度における審議状況

(2) 廃棄物減量等推進審議会

枚方市廃棄物減量等推進審議会は、本市における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、枚方市廃棄物減量等推進審議会条例に基づき、平成6年10月1日に設置しました。

⇒第4部資料編P59：令和5年度における審議状況

(3) 空家等対策協議会

枚方市空家等対策協議会は、本市における空家等対策の推進に関する事項を審議するため、枚方市空家等対策協議会条例に基づき、平成27年11月2日に設置しました。

⇒第4部資料編P60：令和5年度における審議状況

(4) 環境影響評価審査会

枚方市環境影響評価審査会は、本市における環境影響評価に関する手続き等を適正かつ円滑に推進するため、枚方市環境影響評価条例に基づき、平成5年7月1日に設置しました。

⇒第4部資料編P60：令和5年度における審議状況

(5) 風俗営業等審査会

枚方市風俗営業等審査会は、本市におけるラブホテル・ぱちんこ遊技場の建築及び風俗営業に関する同意について審査するため、枚方市住み良い環境に関する条例に基づき、昭和49年4月1日に設置しました(平成10年4月1日に生活環境審議会から移行)。

⇒第4部資料編P60：令和5年度における審議状況

3. 国・大阪府・他の自治体との連携

大気汚染や水質汚濁など、環境や公害に関する共通する課題及び地球環境の問題などへの対応について、国や大阪府等と連携し、協力を図りながら、広域的な視点から取り組んでいます。

(1) ゼロカーボン市区町村協議会

「ゼロカーボン市区町村協議会」とは、規模・地域特性といった背景の違う様々な市区町村がその知見を共有し、脱炭素社会の実現に向けた具体的な取組のための議論を進め、共に国への提言等を効果的に進めていくことを目的とした協議会です。

本市では、同協議会に令和3年1月に参加しました。

(2) 北河内公害・環境行政研究協議会

北河内公害・環境行政研究協議会は、北河内地区の7市（守口市、門真市、寝屋川市、四條畷市、大東市、交野市及び枚方市）の公害・環境行政の円滑な運営と進展を図るとともに、公害・環境行政担当者が緊密な連携をもち、資質の向上を図ることを目的として、地球温暖化対策、環境調査、環境美化、環境教育、苦情処理事例研究などの意見収集交換等を行っています。

(3) 大阪府アライグマ対策連絡協議会

大阪府アライグマ対策連絡協議会は、アライグマ対策の促進を図ることを目的に、捕獲状況等の情報交換、啓発、措置に関する協議を行っています。

同協議会は、大阪府及び大阪府内市町村で構成され、積極的な対策の推進に努めています。

(4) 淀川水質汚濁防止連絡協議会

淀川水質汚濁防止連絡協議会は、国土交通省近畿地方整備局、琵琶湖・淀川水系の自治体と関係団体で構成しており、淀川の水質改善を目的として設立されました。

淀川水系の水質管理や水質保全活動として、琵琶湖をはじめ、淀川水系の河川等水系全体の水質調査や研究を行うとともに、緊急時における連絡、調整等の連携を図っています。

(5) 近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会

近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会は、広域的視野に立ち、相互協力を密にし、近畿圏における産業廃棄物行政の実務の円滑な遂行に努めることを目的として、近畿圏内の府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の政令市により昭和59年に設立されました。

同協議会は、PCB廃棄物広域処理部会や法制度部会などの5部会からなり、本市も中核市へ移行した平成26年度から加入しています。

